

第12回乙種防火管理講習案内

甲府地区消防本部

1 講習の種類

この講習は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第3条第1項第2号イの規定により消防長が防火管理者の資格を付与するために行う、乙種防火管理講習です。

防火管理者が必要な建物と必要な講習の種類

用 途	収容人員 ※	建物の 延べ面積	講習の種類
老人福祉施設、障がい者施設など	10人以上	0㎡以上	甲 種
特定防火対象物 （例…劇場、映画館、飲食店、店舗、 旅館、ホテル、病院、雑居ビルなど）	30人以上	300㎡以上	甲 種
		300㎡未満	甲 種 または 乙 種
非特定防火対象物 （例…共同住宅、学校、工場、事務所、 銀行、官公庁など）	50人以上	500㎡以上	甲 種
		500㎡未満	甲 種 または 乙 種

※ 収容人員は消防法施行規則第1条の3の算定方法によるものであり、定員ではありません。

雑居ビルや小規模なテナントに入居している場合の講習の種類

（上記の表で甲種が必要な場合でも、さらに下記の表に該当する場合は乙種でも可能な場合があります。）

用 途	収容人員 ※
老人福祉施設、障がい者施設など	10人未満
特定防火対象物 （例…劇場、映画館、飲食店、店舗、旅館、ホテル、病院など）	30人未満
非特定防火対象物 （例…共同住宅、学校、工場、事務所、銀行、官公庁など）	50人未満

※ 収容人員は消防法施行規則第1条の3の算定方法によるものであり、定員ではありません。

注：大規模な建物（防災管理が必要な建物）に入居している場合は、甲種防火管理の資格が必要になります。

建物の規模や収容人員によって必要な講習の種類が変わってきますので、必ず管轄消防署にお問い合わせください。

甲府地区消防本部の場合は、下記の各管轄署査察係に、お問い合わせください。

中央消防署 査察係 055-254-9119

南消防署 査察係 055-233-1499

西消防署 査察係 055-276-3825

いずれも平日の午前9時から午後5時まで

2 講習の日時及び定員

令和8年2月6日(金)

午前9時30分～午後4時30分

定員50名（定員になり次第締め切り）

3 講習の場所

山梨県甲府市下今井町15番地

甲府市南公民館 1階「大ホール」 Tel055-241-0083

4 受講対象

乙種防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、又は監督的な地位にある方であればどなたでも受講できます。

5 受講申請書の受付

(1) 受付日時

令和8年1月13日(火)から同年1月19日(月)まで(土、日曜日を除く)

午前10時から午後4時30分まで

(2) 受付場所及び問合せ先

ア 受付場所：甲府市伊勢三丁目8番23号 甲府地区消防本部2階 査察課

イ 問合せ先：甲府地区消防本部査察課査察企画係 Tel055-222-1284

6 受講申込

(1) 申請書に必要事項を記載のうえ申し込んでください。

なお、郵送等の受け付けや電話等での受け付けは行っておりませんので、ご注意ください。

(2) 写真(縦3cm×横2.4cmの大きさで6か月以内に撮影した単身、無帽、正面上半身で背景のないもの)が1枚必要となります。写真の裏には、氏名、生年月日を記載のうえ申請書に貼付してください。

(3) 窓口へ来られた順に受付を行い、定員に達した段階で受付を終了します。

(4) 受講者の本人確認のため、申請申込時に運転免許証のコピーなど身分が分かるもの(写真、住所、生年月日が記載されているもの)をご用意ください。

(5) 受講料(5,000円)の徴収及び領収書の発行並びにテキストの配布は受講日の受付時に行います。また、受講料は、お釣りのないようお願いします。

受講料等は、一切返却いたしません。

- (6) 申請書は、甲府地区消防本部査察課及び管内各消防署において配付しているほか、当消防本部のホームページからもダウンロードすることが出来ます。

7 注意事項

- (1) 昼食は各自で用意してください。なお、講習会場の「大ホール」内は飲食禁止となっておりますのでご了承ください。
- (2) 既に「防火管理者」を選任して届出がなされている事業所等の場合は、当面受講の必要はありませんが、人事異動等を考慮しこの機会に資格を取得するようにご配慮ください。
- (3) 受講当日は、筆記用具、受講票、印鑑、受講料 5,000 円（受付時に徴収します）を必ず持参してください。
- (4) 遅刻・早退・欠席等のある者には、「修了証」は交付できません。
- (5) 遅刻欠席は甲府地区消防本部査察課（Tel055-222-1284）まで連絡してください。
- (6) この講習を受けた後、甲種防火管理の資格が必要になった場合は、新たに甲種防火管理新規講習（2日間）を受講する必要があります。

8 問い合わせ先

甲府地区消防本部 2 階 査察課査察企画係

〒400-0856

甲府市伊勢三丁目 8 番 2 3 号

T E L 055-222-1284 F A X 055-222-7583

ホームページ <http://www.kfd.or.jp/>

9 講習科目・時間

講習時間割表

実施日	科 目	時 間	所要時間 (分)
2月6日 (金)	受 付	9:30 ~ 9:45	15
	開 講 式	9:45 ~ 9:55	10
	防火管理の意義及び制度 【防火管理の重要性、防火管理制度の概要】	9:55 ~10:45	50
	休 憩	10:45 ~10:55	10
	火気取扱いの基本知識と出火防止対策 【火災の基礎知識、火気管理、危険物の安全管理、地震対策】	10:55 ~11:45	50
	《 昼 休 み 》	11:45 ~12:45	60
	施設及び設備の維持管理 【施設・設備の維持管理、点検体制の確立の必要性】	12:45 ~13:35	50
	休 憩	13:35 ~13:45	10
	自衛消防 【自衛消防活動、消防用設備等の操作要領、教育】	13:45 ~14:35	50
	休 憩	14:35 ~14:45	10
	防火管理の進め方と消防計画 【防火管理の進め方】	14:45 ~15:35	50
	休 憩	15:35 ~15:45	10
	効 果 測 定	15:45 ~16:05	20
	休 憩	16:05 ~16:15	10
	事務連絡・修了証の交付・閉講式	16:15 ~16:30	15

第12回 乙 種 防火管理講習受講申請書

				※受理番号		
令和 年 月 日						
(あて先)甲府地区広域行政事務組合消防長						
受 講 申 請 者	住 所 (自 宅)	〒 -				
	フリガナ			連絡先(携帯)		
	氏 名			生年月日	☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成	
	事業所名			領収書宛名		
	所在地					
	職務上の地位 (職 名)					
記入上の注意 1 該当箇所の□にシ印を入れてください。 2 ※の欄は、記入しないでください。				受講料	5,000 円	
				※担当者		

----- (切り離さないでください) -----

第12回 乙 種 防火管理講習受講票

				※受講番号		
住 所 (自 宅)	〒 -					写 真 タテヨコ 3cm× 2.4cm
フリガナ			生年月日 ☐ 昭和 年 月 日生 ☐ 平成			
氏 名						
講習日	令和8年2月6日(金) 午前9時30分から受付					
講習場所	甲府市南公民館 1階「大ホール」 甲府市下今井町15番地 TEL055-241-0083					
※ 確 認 欄						
実施日	入 場	退 場	検印	欠講時間		
午前	:	:				
午後	:	:				

受講上の注意

- ① 午前・午後の入場時に検印を受けてください。
- ② 修了証交付時に提出してください。
- ③ 至急の電話等で退席する場合は、受付で時間を記入し検印を受けてください。
- ④ 会場周辺の道路には駐車しないようお願いします。

※個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」および関係法令を遵守し、安全管理の徹底を適切に行い、使用目的以外の利用は致しません。